

令和6年度

児童扶養手当のてびき

お問い合わせ

加東市健康福祉部 福祉総務課（庁舎1階）
〒673-1493
加東市社50番地
☎（0795）43-0408（直通）

児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父又は母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の父又は母、父又は母にかわってその児童を養育している人に支給されます。父又は母がいても極めて重度の障害がある場合にも支給されます。

【対象となる児童】

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童。または、20歳未満で心身に特別児童扶養手当 2級に該当する程度以上の障害がある児童が、次のいずれかに該当する場合。

- | | | |
|------------------------------|-------|------|
| ①父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童 | ----- | 離婚 |
| ②父又は母が死亡した児童 | ----- | 死亡 |
| ③父又は母が重度の障害の状態にある児童 | ----- | 障害 |
| ④父又は母の生死が明らかでない児童 | ----- | 生死不明 |
| ⑤父又は母に1年以上遺棄されている児童 | ----- | 遺棄 |
| ⑥父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 | ----- | 保護命令 |
| ⑦父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童 | ----- | 拘禁 |
| ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童 | ----- | 未婚 |
| ⑨母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童 | ----- | その他 |

【支給されない場合】

- ①手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住んでいない場合
- ②児童が児童福祉施設(母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く)などに入所している場合
- ③児童が里親に委託されている場合
- ④対象となる児童が父又は母の配偶者(内縁関係、同居など婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む)に養育されている場合。

* 注意!!

公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償)を受けられることができるようになれば、手当額を調整する必要がありますので、必ずお知らせください。

* 罰則

偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。(児童扶養手当法第35条)

【認定・支給方法】

加東市役所健康福祉部 福祉総務課で認定の請求をしてください。また、認定を受けた後も手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するため、毎年1回、8月に現況届の提出が必要です。

支給日	支給対象月	支給日	支給対象月
令和6年5月10日	3月～4月	令和6年11月11日	9月～10月
令和6年7月11日	5月～6月	令和7年1月10日	11月～12月
令和6年9月11日	7月～8月	令和7年3月11日	1月～2月

【手当の額】

所得により、次のいずれかの額になります。

(令和5年4月改正)

区 分		児童1人	児童2人	児童3人目以降
手当月額	全部支給	44,140円	10,420円(54,560円)	6,250円(60,810円)
	一部支給	44,130円 ～ 10,410円	10,410円(54,540円) ～ 5,210円(15,620円)	6,240円(60,780円) ～ 3,130円(18,750円)

()内の額は児童2人目以降の加算後の額です。

一部支給停止措置について

次のいずれかに該当する場合、受給者(父又は母である者に限る)が就業・求職活動をしている場合等を除き、それまでの支給額の2分の1が支給停止となります。

- ・支給開始月から5年を経過したとき
- ・支給要件に該当した月から7年を経過したとき

※手当の認定請求(額改定請求を含む)をした日に3歳未満の児童を監護していた場合は、児童が3歳に達した翌月から5年を経過したときとします。

●受給者が次に該当する場合は、引き続き今までの手当金額が支給されますが、届出が必要です。届出が遅れた場合は、支給額が減額されることがあります。

- ①就業している
- ②求職活動を行っている
- ③重度の障害の状態にある
- ④負傷・疾病等により就業することが困難
- ⑤監護する児童または親族が障害・疾病・負傷・要介護状態にあることにより介護を行う必要があり、就業することが困難

【支給の制限】

手当を受けようとする人と扶養義務者の所得(市町民税課税台帳の所得)が制限限度額以上であるときは、手当の全部または一部が支給されません。

※所得額は、毎年8月の現況届により確認します。

〈審査する年度〉

手当を請求する時期	審査対象とする所得
令和5年11月～令和6年10月	令和4年中の所得(令和5年度所得)
令和6年11月～令和7年10月	令和5年中の所得(令和6年度所得)

〈所得制限限度額〉

扶養親族等の数	受給者本人		扶養義務者(※)
	全部支給限度額	一部支給限度額	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円

※扶養義務者とは・・・手当を受給する人と生計を同じくしている直系血族もしくは兄弟姉妹をいい、複数ある場合は所得の高い方が対象となります。

※扶養親族等が5人以上の場合は、1人につき38万円を加算した額になります。

〈一部支給の手当額の算出〉

所得に応じ、月額44,130円～10,410円(児童1人の場合)まで、次の算式により10円単位で手当額が決まります。

手当月額 = 44,130円 - (受給者所得額 - 所得制限限度額(全部支給)) × 0.0235804 (10円未満は四捨五入)

(※1)所得額

①受給者が父又は母である場合、所得額に養育費等の8割相当額を加算します。

②所得額から次の額を控除します。

区分	控除額
障害者控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円
勤労学生控除	270,000円
配偶者特別控除	地方税で控除された額
医療費控除	
小規模企業共済等掛金	
雑損控除	
一律控除	80,000円

【受給者が父又は母以外の場合及び扶養義務者】

寡婦(夫)控除	270,000円
ひとり親控除	350,000円

* 給与所得又は公的年金等に係る所得を有する場合は、給与所得額と公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除します。

(※2)所得制限限度額

①所得制限限度額は扶養親族等の数に応じて額が変わります。

②所得制限限度額に次の額を加算します。

区分	加算額
----	-----

【受給者本人】

一般扶養親族のうち 16歳から18歳の扶養親族	1人につき 150,000円
特定扶養親族 (19歳から22歳の扶養親族)	1人につき 150,000円
老人控除対象配偶者 (70歳以上の対象配偶者)	1人につき 100,000円
老人扶養親族 (70歳以上の扶養親族)	

【扶養義務者等】

老人扶養親族 (70歳以上の扶養親族)	1人につき 60,000円
------------------------	------------------

※扶養親族がすべて70歳以上の場合は1人を除く

【別表】父又は母が障害の場合

父又は母の障害の基準

1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI / 4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI / 2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考)視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって判定する。

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けていますと、その期間の手当を全額返還していただくこととなりますのでご注意ください。

①手当を受けている父又は母が婚姻したとき (内縁関係、同居などの婚姻の届をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の場合も含まれます。)

②対象児童を養育、監護しなくなったとき (児童の施設入所・里親委託・婚姻を含みます。)

③遺棄されていた児童の父又は母が帰ってきたとき (安否を気遣う電話・手紙などがあった場合を含みます。)

④児童が両親と生計を同じくするようになったとき (父又は母の拘禁が解除された場合を含みます。)

⑤その他受給要件に該当しなくなったとき